

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

上下水道局 水道建設課

許認可等の内容		給水装置工事事業者の指定
根拠法令等及び条項		栃木市指定給水装置工事事業者規程第4条
標準 処理 期間	根拠条項	未設定
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	日
審査 基準	根拠条項	栃木市指定給水装置工事事業者規程第5条
	参考事項	
	設定等年月日	平成22年 3月29日設定 令和 元年12月14日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>栃木市指定給水装置工事事業者規程抜粋</p> <p>第4条 指定工事事業者の指定は、給水装置工事の事業を行う者の申請により行う。</p> <p>2 指定工事事業者の指定を受けようとする者は、省令様式第1による指定給水装置工事事業者指定申請書に次に掲げる事項を記載し、管理者に提出しなければならない。</p> <p>(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者及び役員の氏名</p> <p>(2) 給水条例第2条に定める給水区域において給水装置工事の事業を行う事業所(以下「事業所」という。)の名称及び所在地並びに第14条第1項の規定によりそれぞれの事業所において選任されることとなる主任技術者の氏名及び当該主任技術者が交付を受けている免状の交付番号</p> <p>(3) 給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数</p> <p>(4) 事業の範囲</p> <p>3 前項の申請書には、次の書類を添えなければならない。</p> <p>(1) 次条第3号アからカまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類</p> <p>(2) 法人にあっては定款又は寄附行為及び登記簿の謄本、個人にあってはその住民票の写し</p> <p>4 前項第1号に指定する書類は、省令様式第2によるものとする。</p> <p>第5条 管理者は、前条第1項の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定をしなければならない。</p> <p>(1) 事業所ごとに第14条第1項の規定により主任技術者として選任されることとなる者を置く者であること。</p> <p>(2) 次に定める機械器具を有する者であること。</p> <p>ア 金切りのこその他の管の切断用の機械器具</p> <p>イ やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具</p>	

ウ トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具

エ 水圧テストポンプ

(3) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 精神の機能の障がいにより給水装置工事の事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

イ 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

ウ 法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

エ 第10条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者

オ その業務に関し、不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

カ 法人であって、その役員のうちにアからオまでのいずれかに該当する者があるもの